



久留米市は、男女共同参画社会の実現をめざしています。そのために、条例で、基本理念や市・市民・事業者等の責務、市の重点施策、苦情等の処理を定めて、男女平等を進めていきます。

## みんなで男女平等を進めていくための基本的な考え方 (第3条)

### 基本理念

1

#### 男女の人権の尊重

人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別をなくすこと、男女がともに個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間の暴力が根絶されることなど、一人ひとりの人権を尊重していきましょう。

2

#### 社会における制度や慣行についての見直し

「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

3

#### あらゆる教育における男女平等の推進

幼児・学校教育をはじめとして、職場や地域、家庭などあらゆる教育の場において、男女平等の視点を取り入れていきましょう。

4

#### 政策・方針決定過程への男女の平等な参画

男女が社会の対等なパートナーとして、市の政策及び企業・団体などの方針決定過程へ平等に参画できるようにしていきましょう。

5

#### 家庭生活と他の活動との両立

家庭を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援を受けながら、家庭生活とその他の社会活動とが両立できるようにしていきましょう。

6

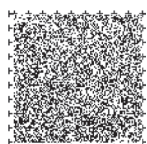
#### 男女の健康な生活と性と生殖に関する権利の尊重

男女が安全な環境の下で、生涯にわたり健康な生活を営むこと、妊娠や出産などに関することについて自らの決定が尊重されるようにしましょう。

7

#### 国際社会との協調

男女共同参画社会の実現のためには、平和を基盤として、国際社会と協調して取り組んでいきましょう。





### 市が取り組まなければならないこと

(第4条 市の責務)

- 男女平等の推進を重要な政策として、積極的格差是正措置を含む政策を総合的に策定・実施していきます
- 男女平等推進施策を実施するときは、国や他の自治体、市民、事業者等のみなさんと連携して取り組みます

協力



連携

### 市民のみなさんが取り組むこと

(第5条 市民の責務)

- 職場や学校、地域、家庭などのあらゆる場で男女差別をなくしていきましょう
- 市が行う男女平等推進の取組に協力しましょう

※「市民」とは、市内に居住する人、市内に通勤する人、市内に通学する人、市内で何らかの活動を行っている人をいいます。



### 事業者等のみなさんが取り組むこと

(第6条 事業者等の責務)

- 職場や団体などで、男女差別をなくしていきましょう
- 市が行う男女平等推進の取組に協力しましょう

※「事業者等」とは、市内の事業者(官民を問わず)やその他市内で活動する団体などをいいます

## 性別による差別を禁止

(第7条)

性別による  
差別的取扱い等  
の禁止

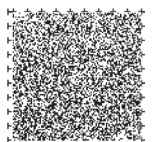
- ① 職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野で、性別による差別をしてはいけません。
- ② セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やドメスティック・バイオレンス(親しい間柄での男女間の暴力)などの、人としての尊厳を侵す行為をしてはいけません。

## 苦情等の申出ができます。

(第17条～第29条)

苦情等の  
申出の処理

男女平等推進委員を置き、男女平等の視点から改めたほうがいいと思われる市の施策についての苦情、または、市内における職場や地域などで男女平等に関する権利侵害を受けたときの救済の申出について対応します。





●..... 苦情や救済の申出の流れ .....●

**こんなとき、申出をすることができます**

**苦情の申出**

- 市の男女平等推進施策に対して意見や要望があるとき
- 市の一般施策が男女平等を阻害していると思われるとき

**救済の申出**

- 市内において、性別による差別的取り扱い等の権利侵害を受けたとき



**男女平等推進委員**  
(市長が委嘱した専門家)  
処理の対象か否か検討します

**処理の決定**



**苦情への対応**

男女平等推進委員は、市に対し、資料の提出や説明を求めるなどの必要な調査を行い、改善のための必要な措置を講じます  
(意見の表明、是正勧告、公表)

市は男女平等推進委員の調査に応じなければなりません



**救済への対応**

男女平等推進委員は関係者に対し、資料の提出や説明を求めるなどの必要な調査を行い、救済のための必要な措置を講じます  
(個人に対して…あっせんその他調整、意見の表明)  
(事業者、団体に対して…あっせんその他調整、意見の表明、是正要請、公表)

市民、事業者、団体は、男女平等推進委員の調査に協力するよう努めなければなりません



**結果を申出人に報告**

お問い合わせは

**久留米市協働推進部男女平等政策課**

〒830-8520 久留米市城南町15-3  
TEL : 0942-30-9044 FAX : 0942-30-9703  
E-mail : danjo@city.kurume.fukuoka.jp

